

市の人事行政の運営状況

市では、「職員の給与や勤務条件などの人事行政の運営状況」を、その公正性と透明性を高めることを目的に公表しています。このたび、その内容がまとまりましたので、市民の皆さんにお知らせします。なお、さらに詳しい内容については、市役所4階職員課や各出張所の他、市ホームページでもご覧になれます。

担当 職員課 ☎046(252)7911 📠046(255)3550

1 職員数および職員の任免に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
普通会計	一般会計	6	6		
	議事	139	136	△3	欠員不補充、組織機構の改正のため
	総務	37	35	△2	組織機構の改正のため
	民生	155	158	3	子ども未来部設置のため
	衛生	93	92	△1	欠員不補充のため
	農林	6	5	△1	欠員不補充のため
	工商	6	6		
	土木	45	44	△1	特別会計職員の減員のため
	計	487	482	△5	<参考>人口1万人当たり職員数 37.5人
	教育	90	89	△1	欠員不補充のため
公営企業等会計	消防	149	149		
	小計	726	720	△6	<参考>人口1万人当たり職員数 56.0人
	水道	29	31	2	組織機構の改正のため
	下水道その他	10	8	△2	組織機構の改正のため
小計	39	39			
合計	804	798	△6	<参考>人口1万人当たり職員数 62.0人	
	[847]	[847]			

*職員数には教育長が含まれていません。[]内は、職員定数の合計です。

(2) 採用者の状況 (平成28年4月1日現在)

	平成27年度	平成28年度	※「行政職」とは事務職、技術職、保育士、保健師、消防士などを、「技能労務職」とは自動車運転手、環境整備員、給食調理員などをいい、採用方法は、試験による採用です。
行政職	43人	46人	
技能労務職	0人	0人	
合計	43人	46人	

(3) 退職者の状況 (平成27年度)

	定年退職	勤奨退職	自己都合退職	その他	合計
行政職	32人	0人	8人	4人	44人
技能労務職	1人	0人	0人	0人	1人
合計	33人	0人	8人	4人	45人

*退職には、①定年退職：定年(原則60歳)により退職する場合②勤奨退職：人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職する場合③自己都合退職：本人の都合により退職する場合④その他：死亡による退職などの事由があります。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

人件費とは職員に支給される給与の他、特別職に支給される給料、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金などを合計したものです。(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(平成27年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考)26年度人件費率
27年度	129,715人	39,434,348千円	1,295,481千円	7,326,206千円	18.6%	18.5%

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤奨手当	計 B	
27年度	726人	2,816,241千円	977,377千円	1,190,196千円	4,983,814千円	6,865千円

*職員手当には退職手当を含みません。職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.6歳	318,209円	444,981円
技能労務職	49.8歳	320,410円	431,510円

*「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	座間市	国	
一般行政職	大学卒	181,200円	総合職(大卒) 181,200円 一般職(大卒) 176,700円
	高校卒	154,300円	一般職(高卒) 144,600円
技能労務職(職種および採用時の年齢によって異なります)	学校給食調理員に33歳での採用の場合	175,600円	-

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	283,175円	-	392,656円	413,700円
	高校卒	230,900円	348,933円	363,656円	-
技能労務職	高校卒	246,800円	319,920円	349,980円	373,000円

*経験年数20年の一般行政職(大学卒)および経験年数30年の一般行政職(高校卒)の職員は在籍していません。

(6) 職員の手当の状況

①期末手当・勤奨手当

座間市		国	
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,639千円		-	
(平成27年度支給割合)	勤奨手当 期末手当 2.6月分 (1.45)月分	(平成27年度支給割合)	勤奨手当 期末手当 2.6月分 (1.45)月分
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置

* ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当

座間市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨	定年等	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	10,818千円	支給実績なし	23,286千円		

*退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した全会計職員に支給された平均額です。

③地域手当(平成28年4月1日現在)

地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、地域における物価などを考慮して支給する手当です。

支給実績(平成27年度普通会計決算)		314,966千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成27年度普通会計決算)		433,837円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
座間市全地域	12%	720人	12%

④特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

区分		全職種	
支給実績(平成27年度普通会計決算)		7,192千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成27年度普通会計決算)		50,648円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)		17.9%	
手当の種類	徴収等手当、感染症等業務手当、有害毒物取扱手当、行旅死亡人等取扱手当、消防出動等手当、防災活動手当、福祉業務手当、死体取扱手当		

⑤時間外勤務手当

区分	平成26年度	平成27年度
支給実績	193,647千円	208,593千円
支給職員一人当たりの平均支給年額	243,888円	262,712円

⑥その他の手当(平成28年4月1日現在)

区分	内容と支給単価		国の制度
扶養手当	配偶者	13,900円	13,000円
	配偶者以外の扶養親族	7,500円	6,500円
	配偶者がいない職員の扶養親族のうち一人	11,200円	11,000円
住居手当	持ち家	11,000円	-
	借家・借間	家賃27,000円未満：家賃額 家賃27,000円以上：27,000円	家賃23,000円以下：家賃-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満：(家賃-23,000円)×1/2+11,000円 家賃55,000円以上：27,000円
通勤手当	交通機関等の利用者(片道2km以上)	運賃等相当額(上限額：55,000円)	運賃等相当額(上限額：55,000円)
	自動車等の利用者(片道2km以上)	通勤距離の区分に応じて3,500円~31,600円	通勤距離の区分に応じて2,000円~31,600円
管理職手当	部長	86,000円	139,300円を上限として定額
	次長	76,000円	
	参事	70,000円	
	課長	64,700円	
	主幹・技幹	59,700円	
	副主幹・副技幹	48,600円	

(7) 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区分	給料(報酬)月額	期末手当支給割合(平成27年度)	退職手当支給方法(任期ごとに支給)
市長	921,000円	4.1月分	在職年数×給料月額×400/100
副市長	744,000円		在職年数×給料月額×300/100
教育長	696,000円		在職年数×給料月額×200/100
議長	541,000円	4.1月分	
副議長	450,000円		
議員	419,000円		

3 公平委員会の業務状況

市では、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、公平委員会の事務を県人事委員会に委託して処理しています。

①勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与などの勤務条件に関して公平委員会に当局が措置を講じるよう要求することができます。平成27年度については、係属案件および新規申立はありませんでした。

②不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服を申し立てることができます。平成27年度については、係属案件および新規申立はありませんでした。

③苦情処理の状況

職員は、任用・給与・勤務時間・服務・その他勤務条件などの人事管理全般に関する苦情の申し出および相談を公平委員会などに行うことができます。